

大学における監査制度について



中央大学監事 繩稚登

一はじめに

平成二年五月二六日、法曹会の推薦により学校法人中央大学の監事に就任しました。役員は理事一七名、監事三名をいい、理事会は毎月二回の定例会があり、理事長、総長（学長）常任理事三名、平理事一三名、評議員会議長、副議長が出席して開催されます。

監事は、民法上、任意的設置機関であるため、監事が置かれていない場合もありうること、私立学校法では監事は役員であり学校法人の必置機関とされてはいるが、学校法人の公共性にかんがみ監事制度を常設的必置機関として複数以上の監事を置くことによって、恣意的な学校経営が行われることをチェックする必要があるというところからであります。

二理事会の役割について

理事会は私立学校法上は必置の機関とはされておらず、理事会の規定は置かれていないが、現実には寄附行為により殆ど全ての学校法人に理事会が置かれており、学校法人の「業務」は理事会で決定されております。「業務」

19
とは学校法人の目的達成のために行われる全ての行為が含まれると解すべきであり、理事会は学校法人の最高の意思決定機関であり、対内的対外的両方面的「事務」一切が含まれているのであります。

学校法人及び私立学校は常に社会的信頼に応え、公共性を確保すると共に、自主性を發揮し、特色ある教育研究機関を設置し、その研究を開拓していくなければなりません。学校法人の管理運営の適性確保を図るためにには基本的には理事長はじめ理事、監事、評議員がその職責を十分自覚し、法令及び寄附行為に則り業務を適正に遂行していく必要があります。基本的には役員の学校法人運営に対する姿勢のあり方、理事会、評議員会等の諸機関や監査体制の充実整備、会計制度に対する認識のあり方、長年の慣習慣性の打破による運営が必要にして肝要なことがあります。

三 監事について

(一) 監事は私立学校並に寄附行為の定めるところにより学校法人の財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行うという職務の重大性を自覚し、厳正且つ積極的にその責務を尽くすこと、なお、私立学校法の規定により、学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べると共に、監査の結果不整の点ありと発見したときは、これを所轄庁又は評議員会に報告することとされています。

(二) 学校法人の会計処理については、財政及び経営の状況について眞実な内容を財務計算書類に明瞭に表示すると共に、又、内部監査機能の強化などにより経理の適正を期すると共に、必要に応じて財政状況を関係者に明示することとあります。

(三) 民法上の法人の監事と学校法人の監事との職務上の差異については、

① 民法では任意的機関であるが、学校法人は必置機関として複数以上の必要的機関とし、公共性が確保されるようにしてあります。

② 民法では「不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキ（民法五九条三項）」は総会又は主務官庁に監事が報告することであり、学校法人では「不整の点あることを発見したとき（私学法三七条三項）」は所轄庁又は評議員会に報告することあります。

③ 民法では監事が総会の招集権をもつ（民法五九条四項）が、学校法人では理事長に対し、評議員会の招集を請求するにすぎない（私学法三七条四項）

④ 民法にはないが、学校法人では、理事に対し、学校法人の財産状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べることができる（私学法三七条五項）。

（四）監事の職務の内容について

① 監事は学校法人の役員であると同時に監査機関であります。従って、その職務は学校法人の監査であり、理事の業務執行と異なり、各々がその職務行為、職務権限を単独行使しうるのであります。

② 監事は全員が合議し、共同で職務行為を行つてもよろしい。

③ 監事は常設機関であるから、當時その権限が行使できるものでなければならぬので、常任と非常任の区別を職務権限の行使を制限するものであれば無効である。但し報酬の区別として定めるのであれば適法であるとの学説があるところであります。（俵 正市著 解説私立学校法一四一頁）

四 監事の職務権限をめぐる問題点について

（一）監事の職務権限については、私立学校法第三七条四項に規定されています。

- ① 学校法人の財産の状況を監査すること
- ② 理事の業務執行の状況を監査すること
- ③ 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、

これを所轄庁又は評議員会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員の招集を請求すること

(5) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べることであります。

(二) 監事の意見表明とは、何ぞやと申しますと、監査とは事実の調査、意見の形成及び表明であるといわれております。学校法人の財産状況と理事の業務執行の各状況を調査し、その結果の意見を発表報告することであります。理事を相手として意見を述べることでありますが、監事が理事に対して意見を述べるのは、財産の状況又は理事の業務執行の状況についてであり、特に不整があることは必要としないが、将来に対する意見が存する場合には理事長又は各理事に対して行うこと（前同法三七条四項五号）ができるし、又、理事会において全理事に対して意見を表明或いは陳述することができるし、監事の意見に対しては理事は拘束されないが、事の性質上これを尊重するのは当然のことであります。

(三) 監事の報告義務については、前同法三七条四項3号の「不整」とは違法又は不正より広い概念であり、計算書類や財産の不整理乃至業務執行の不整頓のために財産上の損害又は業務上の停滞を来たす場合をも含めていうもので、不整の点を発見した場合は、これを所轄庁又は協議員会に報告しなければならないが、これは両者何れに執行するかは監事の判断によるとの説（前掲書）と両者何れに執行してもよいのではなく、所轄庁に報告するのは、特に不整が所轄庁の権限事項に関する場合のみであり、まず、評議員会に報告するのが建前であろう（長峰 穀著——学校法人と私立学校——）。もとより、評議員会、所轄庁の両者に報告することは何等差支えない（佐々木秀雄著——私立大学の運営管理と監査——）。

(四) 監事の評議員会の招集請求権については民法の法人は監事が総会の招集権をもつが、学校法人の監事は、理事長に対し、評議員会の招集を請求するのみであり、招集期間の定めもないのと、招集は何時でもよいが、速やか

に行わなければならぬと解されており、招集は必要的義務であります。

(五) 監事の理事会への出席権については、この点については何等の規定はないが、理事に意見を述べるために当然理事会に出席して発言する権利が存する。常時出席については、執行機関と監査機関という性質上、多少疑問があり、監事の理事会への出席は理事会より要請があつた場合又は監事が意見陳述のために必要があるときに限るべきではなかろうかと問題提起をされ、出席権は有するが、常時出席義務には消極的見解（前掲佐々木氏著一四〇頁）もあり本学の基本規定第二一条二項には出席権と意見陳述権を認めており、常時出席義務は認めていないところである。

けれども、監事の職務権限に属する学校法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、理事に対し意見を述べ、適時適切にその任務を遂行するためには常時出席しなければ到底常時その責務を果たせない程現下の財政、業務問題は山積しているので、忠実義務にも比すべき出席義務を肯定しても何等差し支えないのでなかろうか。

(六) 監事の兼職禁止について

① 監事は理事及びその監督下にある職員の業務執行状況等を監査する立場にあるので、理事又は学校法人の職員を兼職してはならない（私立学校法三九条）。これは監事の監査職務の公正を確保する趣旨から、当然のことである。教員は理事の直接指揮監督下にないので、教員と監事との兼職禁止に疑問をもつ考へもあるが、監事と学校法人との関係は委任類似の契約関係であり、教員は雇傭（労務）契約によつて教育事業に従事するのであるから監査の対象となることもあり、同一人が両者を兼ねることは許されないと解する。

② なお、評議員については禁止規定は設けられていないので、監事を兼職しても違法ではないが、寄附行為により評議員会が諮問機関に止まらず、議決機関としての性質を与えられている特別の場合（私学法四二条二項）

には、評議員会が法人の意思決定を行うので、監事が評議員を兼ねることは適当でないとする説（俵正市説）やその兼職は禁止されるものと解するとの説（佐々木説）があるが、本学の場合は、その基本規定（寄附行為）には「監事は、評議員会の議決によつて、評議員その他の者から選任する」（第一五条）と規定されており、更に評議員会は議決機関としての性質（私学法四二条二項、基本規定三三条参照）を兼ねているところであるが、本学の場合は特に監事の評議員との兼職を明文を以て禁止しない旨規定したものと解するものであります。なお、理事は監事の兼職禁止規定の如き規定は存しないので、監事以外の職についての兼職は許されるのであります。

(七) 監事の監査権の及ぶ範囲については、監事職務の範囲とその限界に関して、業務執行の妥当性の監査の可否如何、学事教学面の監査の可否如何との問題があります。

① 株式会社における監査役の業務監査権の範囲につき、昭和二五年の商法改正以前においては適法違法の監査のみに止まらず、妥当性の監査にも及ぶというのが通説であつた。

② ところが、昭和二五年の改正により取締役の制度が新設され、監査役は会計監査のみを担当することとなつたが、昭和四九年の改正により監査役に再び業務執行に関する監査権を付与するに至つたので、業務監査の範囲につき論争を生ずるに至つた。

③ そこで監査役は業務監査についてその適法性につき監査権を有することには争いはないが、妥当性についてまで監査権はあるかという問題である。これには消極説（通説）積極説があるが、前者によれば、

(1) 監査役監査は原則は適法性、違法性の監査にあるから妥当性の問題にまで立入るのは取締役の執行権の侵害となる。蓋し、取締役は法令定款の範囲内で責任を負い決定権をもつが、監査役は会社運営の決定権もなく責任もないから介入する権限はない。

(四) 商法第二六〇条一項により取締役は業務監督権が存するから、学校法人の監事とは別論であり、監事は、理事会制度の下、理事の業務執行につき意見、助言又は勧告などをすることができ、もって全体的監督をすることができる。

(五) 執行機関たる理事より監事が、優越的地位に立つとすれば、理事者の業務執行は萎縮し非活性化し事なれば主義、消極的退却的活動に墮する虞れがあり、進取改善の意欲をそぐ結果となりかねない。

との理由から消極説に賛成するものであります。

(四) 教学面については、原則として監査権限は及ばず、単に予算執行上収支を伴う学事行為等について監査対象となりうるのみであり、具体的には教授の研究結果、勤務状況等について給与の支払、研究費の支弁使途等について予算執行との関連においてあり、入退学決定、学位授与、研究課題の設定、カリキュラム、教授内容等には学問の自由、教授、教授会の自由から監査には入れない。

五 内部監査制度について

(一) 監事の外に、学校法人の内部の監査機関として評議員会が置かれ、原則としては諮問機関であり、予算および決算報告に対し意見陳述をするほか次のような内部監査的機能が与えられているのであります（私学法四三条）。すなわち、(1)学校法人の業務の状況(2)学校法人の財産の状況(3)役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、役員の質問に答え、役員から報告を徴することができるものであり、評議員会は監事を含めた役員の業務執行状況について間接的ではあるが、より広い監督権を有するものであります。

(二) なお、理事はすべての法人の事務について法人を代表するものとされていて（私学法三七条）から、すべての理事は、法人の業務全般について自ら任務懈怠なきよう努めると共に、他の理事についても任務懈怠のないよう監視警戒する義務があるのであろうか。この点については、民法上の法人の理事には、他の理事の行為

を監視抑制し、もって法人が第三者に損害を与えることを防止する注意義務はないとした判決（東地昭五九・九・一六、判例時報九九七号一三一頁）があります。但し、理事は他の理事が第三者に損害を与えることを認識し、若しくは認識しうべきであったのにこれを抑制しなかった場合にのみ過失責任を問われることがあるにすぎないものと解すべきであります。学校法人における理事、監事の責任についても同様に解することができるのです。（長峰 穀著——前掲書——一九八頁参照）

六 むすび

以上のとおり大学における監査制度についての諸々の問題点を指摘してみましたが、監査制度のもつ重要性に比し、前掲佐々木弁護士著書以外に之を論じたものは少なく、従つて単に問題を提起するのみの結果となってしまいましたが、財政と業務執行の両面からの監査制度のもつ意義を自覚し、監事としては、大学が何か事を起したり、設備や教育、研究条件の充実強化をなさんとするとき直ちに学生の学費増額にはねかえるが如き不安定な体質を改善し、何があつてもやっていけるという程の財政基盤の確立と安定にむけて、なお不斷の努力を続けていく所存であります。

（以上）

裁判所の中大法曹

前仙台高裁判事 糟 谷 忠 男

還暦を過ぎると、裁判官生活も、もう後わずかという思いがする。任官早々の頃は、裁判官を三十年もしていたならば、"化石化"必定と思い込んでいた節があり、大先輩をそのような目で見て嫌いがないではない。ところが、自分がその年代に達してみると、そういう自覚がさっぱり湧いてこないのであるから、人間とは、勝手なものである。

しかし、後輩の諸君からみると、七期の裁判官などと言うと、やはり"神代"の時代に属するのかも知れない。そういう意味合いからすれば、「中大法曹」誌には、若々しい感覚の会員に執筆してもらいたいというのが本音であるが、再度の執筆依頼に抗しきれず、駄文をしたためた次第である。

小生が任官したのは、昭和三十年である。初任は福岡であるが、間もなく、東京に帰った。その頃の東京では、裁判所の中大出身裁判官は、東京高裁の陪席判事、東京地裁の裁判長クラスに優れた先輩が若干おられ、東京家裁には、堀内節先生が在勤しておられた程度で、あとは三年毎に転任する若い判事や判事補クラスが多かつたようと思う。その裁判官の集まり「南甲法窓会」が中大法曹会裁判官部会の伝統的な呼称であるが、我々若輩も会の運営のお手伝い

をさせられた。その頃の大先輩には、永年にわたって潜在していたといわれる私大出身者軽視の波（もとより、現在はそのようなことはないであろう）に揉まれてこられたせいであろうか、後輩はもつと頑張つて大いに裁判所における中大の名声を高めてほしいという、いささか“大時代的”な感じを抱かせるものがあつたようだ。会の運営も大先輩の意向に従つて、毎年三月の送別の時期に例会を開くという程度であつた。

ところが、昭和五十年代の後半に入つてから、大塚喜一郎先生、塚本重頼先生、木戸口久治先生が相次いで最高裁判事に就任され、南甲法窓会に出席されるようになってから、我々も重い腰を上げざるを得なくなつた。その頃は、民事では岡垣学氏、刑事では寺尾正二氏がそれぞれ我々の先輩として重きをなしており、その下で、滝田薰氏や小生が世話役を引き受けることになつた。そして、各ブロックの世話役を通じて会への参加を積極的に呼びかけるとともに、これまでの会の運営方法を反省して、若手裁判官が進んで参加することができるような形式に改めた。具体的には、先輩からは多額の会費を負担するが、発言は後廻しとして短くすること、その代わりに新進気鋭の後輩から活発な意見を遠慮なく述べてもらい、先輩は専らそれを聴いて楽しむという具合に会の運営に工夫をこらした。その結果、今まで参加を躊躇していた後輩はもとより、参加を見合させていた先輩同輩の諸氏も奮つて参加するようになった。その後、温容かつ事務能力抜群の浅香恒久氏、山本和敏氏らが幹事役を引き受けながら、会は益々盛んとなり、中大出身裁判官の同窓の輪もようやく広がつていつた。

さて、参考集した裁判官の顔触れを見、そして話を聴いているうちに、我々より後輩の中大出身の裁判官には、かつての“苦学力行”型は消え失せ、その代わりに、スマートで、堂々たる自信を漂わせる諸氏が多くなったことに喜びを感じえなかつた。最近、四年間ほどは、みちのくにあって、会の様子はわからないが、楽しい親睦の集いを続けているものと期待している。

ところで、最高裁をはじめ全国の高、地、家裁及び簡裁の人員配置をみれば、今や、我が国の裁判は、その数にお

いて、その質において、中大出身の裁判官を抜きにしては成り立ち得ない状況にあると言つても過言ではない。しかも、裁判所を取り巻く情勢は、司法行政の分野でも、有能な人材を必要としており、この分野における中大出身者の活躍は、往昔では考えられないほど多彩であり、しかも目覚ましいものがある。従来ややもすると、母校では、法曹といえど、検察官、弁護士が大をなしてきたが、これからは、中大出身裁判官の中から、司法の根幹を支える“大人物”が多数輩出することはまちがいない。

その原因や如何に。直接的には、近時益々充実発展を続いている母校中央大学が人格、識見ともに優秀な卒業生を裁判所に送り込んでくださっているからであるが、その遠因は、やはり昔と違い、母校出身の自前の教授陣が厳然と法科の中大の伝統を守り抜いておられるからであり、また、法職課程の充実など母校愛に燃えた弁護士会員のご支援に負うところも大きいと思うのである。

裁判官の道を選ぶ法曹には、名利に恬淡としていて、芯の強い人が多く、この点で中央大学の標榜する質実剛健の氣風を有する人士には、恰好の職種といえよう。裁判官は、法服を纏い、一見窮屈そうにみえるが、合理的で独立精神を好む伝統があるから、互いに公的生活はもとより私生活も尊重し、大切にする。そして、少なくとも私の知る裁判所内の雰囲気は、概して爽やかであり、自由である。なによりも魅力があるのは、裁判そのものが昔流にいえば、“男子一生の仕事”（今流にいえば“男女一生の仕事”ということになろうか）の最たるものといえるからではなかろうか。もとより責任は重く道は険しいが、あらゆることに好奇心をもち、自己の裁判に誇りと謙虚さを持ち続けるならば、これほど出世とか、経済的な煩わしさなどを顧慮せずに自分の力を悠々と伸ばしていく職業も少ないのでないかと思う。

最近、弁護士から裁判官に転進した中大出身法曹の存在を知り、そのチャレンジ精神に多大の感銘を覚えているが、これからも後に続く会員の多からんことを願つてやまない。

最後に一言。「一隅を照す、此れ即ち国宝なり」との古哲の言があるが、法曹資格を有する裁判官はもとよりのこと、中大出身の簡易裁判所判事、裁判所書記官及び事務官が、日本列島の隅々にまで司法の光を照らすべく黙々と職務に励んでいることを会員各位に想起してほしいと思う。

(糟谷氏は退官後、日本橋公証役場・公証人)

中大出身検事の現況

前最高検察庁検事
東京法務局局長 中津川 彰

わが中央大学出身の検事の活躍状況はどうでしょうか。私の知る限りでいうならば、「わがOB検事はそれぞれの立場で銳意努力しており、各分野で大活躍している。」と思います。

これを具体的に紹介することは紙面の関係等からできませんが、全国の検事の主要ポストである。

最高検察庁検事（含併任） 二人中六人

高等検察庁検事長

八人中二人

検事正（含高検次席検事）

五八人中二五人以上

計 八七人中三三人以上

の状況で、その占有率は実に四割強になります。この数字だけ見ても中大OBがいかに活躍しているかが推察して頂けると思います。

右各ポストに就任している方は、司法修習生の期でいえば、五期から一七期生で、司法試験の合格年次は昭和二五年から同三年が大多数を占めています。この当時の司法試験の合格者は、その三分の一強が中大関係者で占めら

れ、東大はおろか、他大学を圧倒して常に合格者数一位を占めていました。その結果、検事任官者も多く、途中惜しまれつつ退言した者が現職でとどまっていたら、右ポストの大部分を我がOBで占められていたのではないかと思います。

右ポスト以外でも多くのOBが勿論大活躍しております。一時、中大出身の検事任官者が少く、心配されていましたが、最近はまた増えつあり、後継者を考える私達はホッとしています。

ところで近時、検事への任官者が少なく、法曹会のみならず社会問題化しつつあります。検事任官が嫌われる理由として、①仕事が激務、②上命下服、③転勤が多い、そしてこれらの割に待遇が良くない等が挙げられています。これらに問題に対して、現在、最高検察庁が中心となって「検察問題研究会」が開かれて検討されています。私もかつてこのメンバーになつていましたが、職責の問題はともかくとして、待遇改善面では、対弁護士との比較では、「公務員」としての枠組（例えば給与の面では公務員としては最高のレベルですが）が、他の行政庁との関係では、公務員としての「横並び」との関係もあって、なかなか大変だと思います。この外、司法試験が年々難かしくなり、任官に適する若年層の合格者が少くなっているのが大きく起因しているとされ、司法試験の改正等への試みもなされ出しました。

それはともかくとして、かつて、現場の指導官や司法研修所の検察教官をしていた経験のある私から云わせれば、検事任官者を多数輩出していた中大出身の優秀な司法試験合格者が少くなつた結果ではないのかと思います。この意味からも、多くの後輩が司法試験に合格し、先輩が大活躍している検事の道を歩まれんことを切望して止みません。このように、検事の世界では、他の分野では見られないほど中大出身者が大活躍しており、今がその絶頂ではないかと思います。この状態をいつまでも続けるために、それぞれが努力していますので、皆様の御支援をお願いします。

中大法曹会と公証人

前 公 証 人 大 前 邦 道

「中大法曹」の前号に外村隆先生が「中大法曹会の公証人」との表題で、中大法曹会に学員公証人も会員として加入できることになった経緯を記され、昭和五六九年九月発行の中大法曹会会員名簿には公証人の部が設けられたが検事出身の公証人のみの名簿であったと書かれている。私事で恐縮ですが、私は昭和五四年東京家裁所長代行から金沢家裁所長に転任し次いで同地裁所長に転じ同五七年一〇月に退官して東京都内の公証人に就任しました。当時母校中央大学の評議員であったので、評議員会に出席し中大法曹会員である評議員の先生方と雑談中昭和五五年五月の会則改正で、東京都内の公証人も、判事、検事出身の者は、その出身ブロック（裁判所、検察庁）の一員として中大法曹会の会員になつたとの話を承った。東京在勤の学員裁判官及び退官者は、古くから南甲法曹会（学員会の支部ではない）を組織し中大法曹会に加入しているから、その方から又は中大法曹会の裁判所側幹事からご連絡があるものとばかり思つて何もしないで（中大法曹会会則四条では「会員になろうとする者の申出を受けたときは常任幹事会の議を経て」会員とする。があるので私の誤解と怠慢ですが）いました。そのころ右南甲法曹会の総会等もなく中大法曹会加入の話もいまま打ち過ぎてきたところ昭和六二年公証人であられた外村隆先生から、判事出身の都内勤務の公証人

を拾い出してほしいとのお話があり、やっと学員公証人名簿ができあがり、中大法曹会の総会開催通知も頃載することになったのであります。

都内在勤の公証人は、何れも地、家裁所長、検事正経験の古参法曹で、七〇歳で定年退職すれば殆んどの人が弁護士登録をして東京三会の一員となるべき人々です。また年齢も殆んど六〇歳以上で、人生の黄昏を意識し出してそぞろこれまでの道程を思い出し、郷土や若い時学んだ母校を懐かしみ愛着を持つようになります。私も、学員時報で母校が教育、研究振興資金の募金をしていることを知り昨年日本比較法研究所に照会して寄付したようなわけで、現状では残念ながら率直に申し上げると中大法曹会とは殆んど無縁というような有様ですので、中大法曹会の幹事に、裁判所又は検察庁の所属会員の一員として少なくとも一名を選出していただいたら、中大法曹会との連絡が密になり、また積極的に会活動に参加できるようになり母校のため多少でも資するのではないかと私考します。

平成二年一二月現在都内の学員公証人は、判事出身五名、検事出身二二名計二六名で、三年前は計二二名であるので四名増加しているのは喜ばしいことです。そして日本公証人連合会の常務理事に岩田農夫男君、品田賢治君、外務委員会小委員長に中野國幸君、東京公証人会の副会長に岩下肇君、常議員会議長に三上庄一君、常議員に八巻正雄君、宮本富士男君、財団法人東京公証人協会理事に加藤晴明君、理事、倉庫委員長に井田友吉君が就任されて活躍され、また他の学員公証人も日本公証人連合会の企画、法規、文例、外務、広報、編集各委員会の、東京公証人会の総務、法規、第一特別、編集各委員会の委員として活動されております。

この機会に遺言公正証書の検索制度についてご紹介申し上げます。この制度は、遺言者又はその遺族の中には、遺言を公正証書でしたが（故人が言っているが）、探しても遺言公正証書が見付からず、何処の公証役場で遺言をしたのか覚えておらず判らないので、遺言の内容が判らないという方が案外にあります。それらの方々のために、遺言者の氏名、性別、生年月日、住所地、作成役場、作成番号、作成公証人氏名を、日本公証人連合会のコンピューターに

登載して、全国の公証人から照会のあったときには検索して照会公証人に回答するというものであります。この制度は、東京公証人会では昭和五六年一月から、日本公証人連合会として全国的なものは昭和六四年一月から実施されています。もし遺言者又は遺言者死亡後の相続人等利害関係人から、右のように遺言公正証書が見付からず、同公正証書作成役場も判らないというときには、遺言者生存中は、その印鑑証明書と登録印で、遺言者死亡後は遺族等の利害関係人は、それを証する除籍謄本、申出人の印鑑証明書と登録印で、弁護士の方が代理人で申出をされるときは委任状を作成させ、再寄りの公証役場の公証人に申出られると、その公証人は、遺言者本人（又はその利害関係人）かを確認して日本公証人連合会会长に検索を依頼し、作成の有無、作成してあれば何時、何役場の何公証人が作成したと照会公証人に返答があるので、それを公証人から申出人にお知らせすることになっています。遺言がしてあればその作成公証人（作成公証人が退職後であればその後任公証人）に公正証書謄本の請求をして遺言の内容を知ることができることになりますのでご利用されたらと思い紹介しました。

最後に、中大法曹会会員の学員諸先生方に学員公証人への御支持、御鞭達をお願いするものであります。

（おわり）

（大前氏は公証人退職後弁護士登録）

人事委員会活動状況報告



中央大学法曹会人事委員会

委員長 赤坂正男

人事委員会の活動状況の具体的報告については本会の幹事会開催の都度詳細に報告してきたところである。全般的且つ具体的な事柄については事務局がする会務報告に於て詳しく盛り込まれるであろうと推測されるのでその重複をさけるため割愛させて頂くこととする。ただ茲で申述べておきたいことは、人事についての原則である如何なる団体に於ても人事は極めて難しいと云うことである。それは人事は、公平公正且つ明朗でなければならぬとされている。それは当然の事ではある。しかし何故に難しかと云われる所以のものは、人事の地位、職務を定めることに於て開放的であり明朗であると云うことは容易ではない。風透しのよい人事と云われるもの、人事にはその性質上それ相当の未公開性、秘密性の伏在することは避け得られない。人事にたづさわる者は「」を空しうして事に当るとは云え、一般が納得する公開性、明朗性が伴わなければならない。そこには相反する二つの原則が並存するわけである。云わば二律背反の原則の運営となるとすれば、誰がみても納得し得る公平妥当な人事の実現を終局の目的として批判のない処理は容易ではない。

本会の人事は広く中央大学・同学員会、それに付属する諸団体の役員等、又本法曹会自体の諸役員の問題等の処理

について執行部の諮詢に応じ、或いは委員会の発動により執行部への上申と云う形で行われる。従つて選考に当り配意するべきことはその人の大学或いは学員会に対する関心度、貢献度の評価、大学又は学員会の發展興隆に対する抱負熱意等を十二分に斟酌する要がある。他団体等に於て輝やかしい実績を残し且つ現に活躍中であるからと云つて直ちに大学等のポストに推举したからと云つてその活躍の保証は期し難い。その辺りの評価等推せん基準の検討が難しい。しかし推せんの参考基準となることは当然である。特に推せん基準の明確な定めがないものに於ては特段の検討を要する。しかし評議員等の選考基準については早くから取決められてはいるものの未だ充分とは云い得ない。

当会人事委員会はこの様な現状を認識し、公正な人事の実現を期してその衡に当つている次第である。

委員会活動報告



中大法曹会法職教育
検討委員会委員長

中 津 靖 夫

一 当委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業・その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的として、昭和五八年に設立された委員会であります。

委員会は、毎月第四月曜日午後六時を定例日（原則）として、委員が集い、活動を続けて参りました。

二 当委員会は、平成元年八月二十四日、設楽幹事長より左記諮問を受けましたので、右諮問の答えることを基軸に置きながら、日常的な委員会活動を行って参りました。

記

現在法務省において検討中の司法試験改正案が施行された場合に惹起される「法職講座」運営上の問題点とその対策案について検討し答申されたい。

右諮問に対し、具体的に答えることは容易ではなく、法職講座運営について適宜意見を申し述べるに留まりました。（座談会の部参照）

三 学校法人 中央大学法職講座運営委員会は、昭和五八年二月、渥美東洋・木内宜彦両教授から提出された「中大における法曹希望者の養成について 緊急措置の提案」（昭和五七年六月、両教授から中央大学法学部関係者各位に送付された）と題する書簡に端を発し、（従来から右の要求は中大法曹の中にも存在していた）中大法曹会・学研連の全面的協力により設置され、中大法曹会・学研連から各二名、中央大学教授から六名の委員で構成され、現在、故 木内教授の後を引継いだ高窪利一委員長のもと、日夜、中大の司法試験合格者増加のため必死の努力を続けている委員会であります。当委員会は、右委員会の目的完遂のため、これを支援するため中大法曹会に設置されたものであります。

四 当委員会は、前記目的達成のため、法職講座運営委員会とは常に連携を保ち、（当委員会には法曹会・学研連出身の運営委員が常出席して下さいました）情報を交換しながら、必要に応じ、弁護士会・駿河台記念館・多摩校舎にて会合を重ね、討議を行つて参りました。

五 現在、問題になつております司法試験改革の主眼は、合格者の若返りと多数回受験者の排除という点にあり、かかる社会的要請の中で、中大における法曹養成教育は如何にあるべきかということが検討されねばなりません。そこで、当委員会としても「司法試験制度改革案実施に備えた対策案検討項目」として、当期は、左記項目を取り上げ議論を統けました。

記

- 1 中央大学法学部に素質ある学生を集める方策について
 - (一) 入学者選抜方法は現在のままでよいか。
(二) 素質ある高校生を集めるためには、法学部を春日町に移転させる必要があるのではないか。
- 2 中央大学法学部教育の充実方策について

(一) 法学部を強化するためには、教養学部と法律専門学部とを分別する必要があるのではないか。

(二) 中央大学法学部における主要科目の教授について、質量の点で不安があるのでないか。

3 現在の三K（きつい・危険・きたない）嫌いの若者たちの嗜好の中で、中央大学法学部学生の意識改革（難しい試験に体当たりする意識の培養）を如何にはかるか。

司法試験・国家公務員上級試験・外交官試験などへの積極的な取組みを学生にすすめるための強力なキャンペーン・指導が大学として必要なではないか。

4 法職（司法・行政・外交官など）に進もうとする中大学生又は卒業生に対する勉学環境は今のままでよいのか。

(一) 法職講座の組織・講学内容は今のままでよい。

(二) 中央大学に現存する各研究室に対して、学校全体として組織的バックアップをする必要はないか。

(三) 法職へ進もうとする学生が留年しやすくなるような配慮が必要ではないか。

六 前述したような議論の中から、当委員会として、中大出身の合格者に対して、アンケート調査をしようということになり、平成元年一二月、後記資料の如き調査を致しました（一九七ページ以下）。今回の司法試験改革案が、中大にどれ程の打撃を与えるか、御理解いただけますか。

七 当委員会で、日常議論されたことは、中大法曹の座談会の中で、諸先生が議論されたことに尽きておりますのでこれを御参照下さい。

八 現在、中大法学部として、緊急に手を打たねばならないのは、在学生の司法試験離れを阻止し、これを増やす施策を樹立することです。と申しますのは、現下の在学生の受験者数を調べてみると、東大九〇〇名・早大六七〇名・中大六〇〇名（昼間部学生だけをみると四〇〇名）という中大にとって危機的状況にあるからです。受験者がいなければ、合格者は出ません。そこで、法職講座運営委員会（高窪利一委員長）は、平成二年度より在学生の司法

試験受験者を増加させ、これを合格まで引張っていくため、一年生から四年生までの全期間を通しての中大法職教育を充実のための画期的なスケジュールを樹て、これが実行に着手しております。即ち、一年目から二年目にかけて入門講座、憲・民・刑基礎講座、三年目答案セミ、択一セミ、商法・訴訟法基礎講座、特別集中講義を行うとともに、加えて公開答案練習会の実施をするというおよそ予備校では考えられないようなスケジュールの下、活動が始まつております。登録したての四一期・四二期の弁護士数十名が右企画に対し、協力態勢に入っております。公開答練には高窪委員長の御努力で、本試験でA答案を書いた他大学の学生数十名の参加も得て、司法試験合格のバロメーターになり得る答練を行つております。

九更に、中大法学部教授会におかれましても、現下の緊急事態を迎へ、法学部改革・作業委員会を設置され、法学部のカリキュラムについて、抜本的な検討に着手されております。議論の方向は、法曹会が、昭和六〇年五月一三日付で、中央大学当局に提出した意見書（中大法曹第九号掲載）の線に添つてなされております。未だ、成案は得ていないのでですが、後述の如き四つのコース制を検討しておられる模様であります。当委員会としても若干の御意見を申し上げております。即ち、

1 法律家志望学生のためのカリキュラム

2 公務員志望学生のためのカリキュラム

3 企業法務志望学生のためのカリキュラム

4 國際的な場での活動を志望する学生のためのカリキュラム

十 現在、中大では、中大の将来のため、新学部の設置を考えておられるようですが、これにつきましては、当委員会の方の意向としては、何はともあれ、現在の急務は司法試験合格者の長期凋落傾向に歯止めをかけ、再び首位の座を奪回することをまず考えるべきであるということであります。法科の中央の法学部定員が八〇〇名で、早大

の法学部定員が二二〇〇名などというのもよそ考えられないことではないでしょうか。新学部をつくる金があるのなら、法学部をして、数量とともに日本一たらしめることにこそ、まずは全力を擧げるべきであるというのが大方抱意見であります。この議論は、更に継続していく必要があると思います。

十一 当委員会の仕事は、日々学生を抱えて活動している法職講座との関係が主たるものであります。法職講座は、いわば中大法学部の「真田丸」であります。

これを支援し、この活動に協力していくことは、一日としてゆるがせにできない目下の急務であることを憶い、更なる委員会活動をお約束して、委員会報告とさせていただきます。

法職講座の充実を検討する



中 央 大 学
法職講座運営委員 鈴 木 康 洋

一 はじめに

学校法人中央大学直属の機関として、「法職講座運営委員会」が本学に設置されてから八年有余を経過している。この間、中大法曹会・学研連を始めとする母校の現状と将来を憂うる法曹OBからの、ときによつてはきわめて厳しいご批判・ご叱声をいただきながら、制度のより一層の充実を期して鋭意努力を傾注してきたところである。

わけても、この二年間に、従来の補習授業的な内容を一新し、司法試験の早期合格者を育成するための通年の講座カリキュラムを編成し、また、今年一〇月から駿河台記念館において、都心「公開答練」実施に踏み切るなど制度の根本的見直しと改革を行うところとなつた。

二 法職講座の現状

法職講座の現状については、「司法試験改革とわが大学の法曹教育」をテーマとする座談会において、法職講座運営委員長高窪教授より、概略の説明がなされているので一部重複するところがあると思われるが、法職講座の現状と問題点について一層のご理解をいただくため、次に要約して紹介させていただくこととする。

(一) 委員会構成

法職講座運営委員会は、現在、法学部推薦の委員六名（学内委員）、中大法曹会並びに学研連推薦の委員各二名（学外委員）の一〇名をもって構成されている（委員長高窪利一教授）。

なお、委員会の下部組織として、駿河台研究室の管理運営、並びに、指導体制等検討のため、学研連派遣の若手O.B.五名を主体とする管理運営委員会（委員長斎藤信治教授）がおかれ、更に、これとは別に、法職講座のカリキュラム、並びに、実施細目等検討のため、その年の合格者数名をもって構成するプロジェクトチームが実践部隊として位置づけられている。

(二) 事務局

法職講座事務室の専任職員は、発足当初から数年間にわたり、たった「二名」の事務職員しか配置されておらず、これが大きな問題となっていたが、近時、ようやく三名の増員をみたが、現在の法職講座の実態からみると、これをもってしても、まことに「お寒い」限りであり、まさに薄氷を踏む思いを禁じえない。

(三) 講座内容

現在の法職講座の内容は、新入生を迎えて四月早々に行われる「開講シンポジウム」を出発点として、「入門講座」「憲・民・刑基礎講座」「答案ゼミ」「択一ゼミ」「商法・訴訟法基礎講座」「自主ゼミ」「公開答案練習会」「特別集中講座」「口述模式」の各講座が置かれている（それぞれの講座の内容・特徴・位置づけ等については、与えられた紙数の関係で割愛させていただく。後記「座談会」参照）。

(四) 駿河台研究室の設置

法職講座運営委員会は、昭和六三年一一月駿河台記念館六階に、原則として、択一合格者、もしくは、これに準ずる者を入室資格とする「法職講座駿河台研究室」（定席一〇八席）を設置し、今年（平成二年）も、一〇月

六日（論文試験、民・刑各一問）、一〇月一三日（面接試験）の両日にかけて入室試験を行い、一〇二名の入室を許可（内、新規入室許可三四名）、次年度に備えている。

三 法職講座の充実と問題点

(一) 法職講座運営委員会の学内機関としての位置付け、並びに、法職事務室の事務組織図の明確化

法職講座運営委員会は、発足当初より、「学校法人中央大学」直属の機関として設置されたものであるが、どういうわけか、今まで、学内機関としての位置付けが不明確のまゝとなつておらず、事務局も事務組織図のなかに入つていなかつた。そのため学内施設の利用の問題や人事・財政上の問題等について、微妙に影響し、必らずしも円滑に推移してきたとはいへどころがあつた。しかし、今春に至り、ようやく、業務改善委員会の決定に基づき、理事会が、法職講座運営委員会を理事会直属の機関として正式に位置付け、事務室を事務組織図に加え、その位置付けを明確化するところとなつた。

(二) 事務局体制の整備と充実

法職講座の充実をいう以前の問題として、当面、差し迫つた緊急課題は、事務局体制の整備、わけても専任職員の「今、すぐに」でもの増員補充である。なるほど法職講座発足当初からすれば、現在、四名の専任職員が配属されているので、一時期に較べれば、理事会、並びに、関係部局のご理解とご協力には感謝の意を表すところではある。

しかし、今年度四月早々に行われた「開講シンポジウム」には約八〇〇名の新入生が出席、これに続く春の「入門講座」には三六五名、七月以降来年七月まで続行中の民法・憲法・刑法の「基礎講座」には二五〇名、基礎講座の進行にそつて、毎週末に行われている「答案ゼミ」には一二〇名の在学生が受講している。

加えて、今年一〇月、駿河台記念館において、かねてからの懸案であった都心「公開答案練習会」開催に踏み

切つたが、この答練は、全国の著名教授に出題・解説レジュメの執筆・講評を依頼し、本学出身者のみならず、他大学の優秀な受験生にも門戸を開放し、全国一質の高い答練（論文総合成績Aの者が六〇名以上、採一合格者が一五〇名位含まれている）「学校法人中央大学法職講座」が本学の名誉にかけて行うものであるため、その運営に当つては、いささかの失敗・手落ちなど絶対に許されぬところである。

ところが、今年度法職講座最大の目玉ともいべき、この「公開答練」担当の専任職員は僅かというにも恥かしい、たつたの一名であり（しかも、駿河台研究室の管理・運営等の業務と兼務）、あとはアルバイトによつて、一日一日を辛うじて「凌いでいる」というのが偽わらざる実態である。したがつて、万一、この専任職員が、病気、或いは、突発的な事情等によつて、一日、二日たりとも休むようなことにでもなれば、大混乱に陥り、全ては崩壊の危機に瀕することは自明の理である。

いずれ、法職講座の事務局は、多摩校舎の本部・駿河台研究室の担当者を含め、土・日返上、残業につぐ残業という超過密のパニック状態にあるので、「即時」二〇代、三〇代のワープロ・パソコン等の「メカ」に強い、若手の専任職員を最低限度三名補充すべきである。

なお、公開答練開始を含む事務量増加に伴う駿河台記念館内の「事務室」の確保、並びに、「事務機器」の導入等については、大学当局の格別のご配慮により、ひとまず、応急の手当がなされることとなつた。

(三) 指導担当者・プロジェクトチーム等の充実と財政支援

法職講座の充実、並びに、機能的運営にあたつては、講師の先生方のご努力もさることながら、答案セミ・答練の添削採点、更には、カリキュラムの実施細目等検討について、献身的努力をいただいている「若手OB」の確保と協力が不可欠である。恒常的指導体制の確立の観点からも、「中大法曹会」として、若手OBに対し、単に、「お願ひ」と「協力」を求めるだけでなく、いわゆるマンツーマン教育の徹底を念頭に置きながら、財政上

の支援等をも含めて、今後、制度上の問題を真剣に検討する必要があるものと考える。

四 最後に

法職講座の充実を期すという与えられたテーマからすれば、先に指摘した当面の問題点とともに、法曹教育のあり方、カリキュラムの改善等を含む学部改革の問題、学研連との協調問題等数々の重要な課題が存在し、その全部にわたっては、到底意を尽しえないものがあるが（なお、後記「座談会」参照）、大学全体として、いささか「切迫した危機感」に欠けるところがあるのでないかと懸念される。いまは、もはや、議論の段階をはるかに越え、たたひたすらに「実践」の時であることを声を大にして強調し、筆を擱くこととする。